

平成30年7月豪雨における市税に関する申告・納付期限等の延長について

平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けられた皆様におかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。

松戸市では、この度の被害状況を考慮し、下記の指定地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者に対して、松戸市市税条例第8条第1項の規定により、市税に関する申告・納付等の期限の延長を行うこととしましたので、お知らせします。

記

1 対象となる方

下記の指定地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者

2 対象となる地域

都道府県名	指 定 地 域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

※指定地域以外の被災者に係る期限の延長

指定地域以外の被災者については、個別に申請していただくことにより、申告等の期限が延長される場合があります。

3 申告・納付等の期限の延長

- (1) 上記市区町村に居住又は所在する納税者等につきましては、平成30年7月5日以後に到来する市税の申告・納付等の期限が自動的に延長されることとなります。なお、特別徴収義務者につきましては、状況に応じ個別に対応をいたします。
- (2) 申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては未定です。
延長後の期限が決まりしだい、延長後の期限を記載した納税通知書・納付書をお送りします。

4 既にお送りした納付書について

既に松戸市から送付させていただいている納付書については、記載されている納期限（延長前の納期限）後も、そのまま有効なものとして、ご利用いただけます。